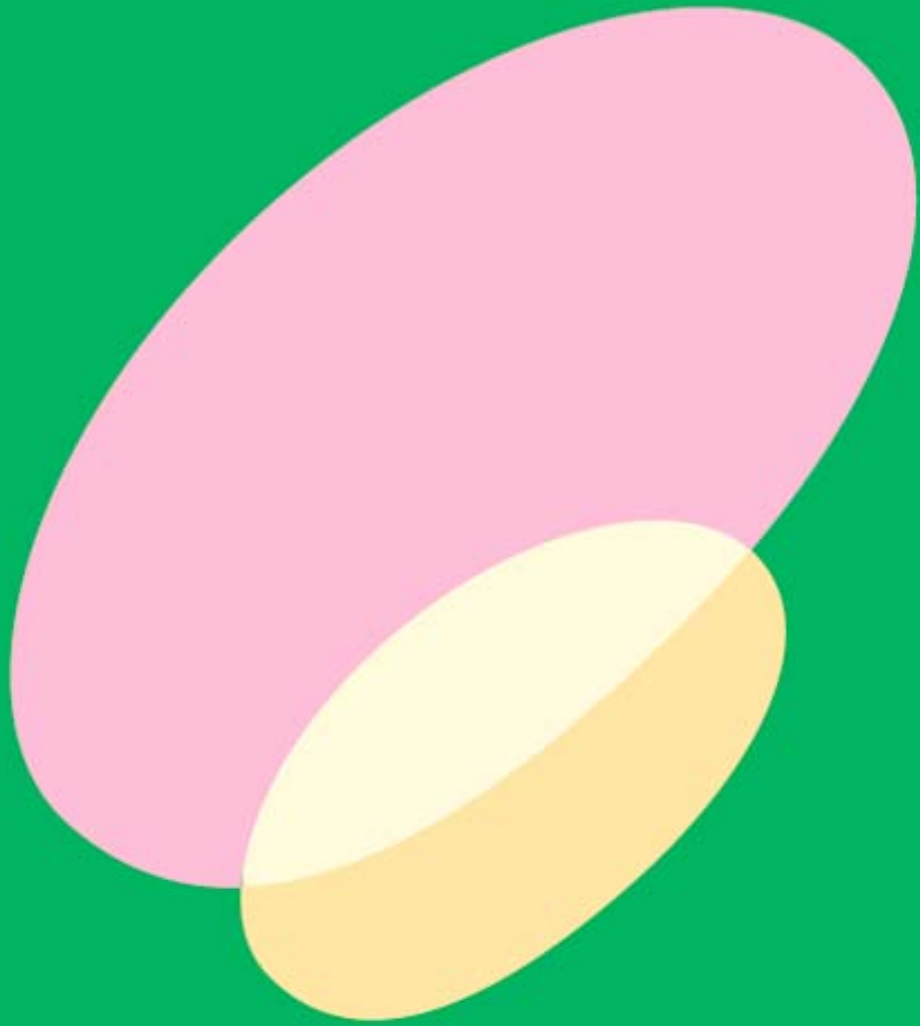


第 1 部

総論



■ 第1章 ■ 計画策定の背景

● 第1節 ● 国および埼玉県の動向

日本の社会現象として少子化、高齢化がすすみ、家族形態も核家族が増加し、パソコン、携帯電話の普及と連動した高度情報化社会の到来など、市民の生活様式が変化し、価値観も多様化しています。こうした中、子どもを取り巻く環境も漫画や映像、ゲーム機器の普及等の影響から活字離れ、読書離れがすすみ、言語能力や表現力の低下、言葉の乱れなどにつながっていると指摘されています。

また、児童虐待、いじめ、少年犯罪なども後を絶たず、こうした状況を改善するための法律改正や施策が広く行われています。

こうした中で、読書の持つ価値を再認識し、読書を通し、子どもたちが豊かな情緒を育み、健やかな人格形成が成されるように、子どもの読書活動を支援するため、平成12年に国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、平成13年12月には「子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号。以下「法」という。）が施行されました。この法律には、4月23日を「子ども読書の日」とすること、地方公共団体が、それぞれの地域の子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、「子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないと定められ、地方公共団体の責務を明らかにしています。

国では、翌平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定、公表し、施策の基本的な方向と具体的な方策が示されました。また、平成17年7月には「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）を制定し文字・活字文化にふれることができる機会の提供、環境整備に努めることが規定されました。

埼玉県においては、平成10年度から「彩の国5つのふれあい県民運動」の中で「本とのふれあい」を掲げ、子どもの読書活動の重要性について、啓発に努めています。平成14年度からは、「彩の国教育アクションプラン」の中で、子どもの読書活動の推進を掲げています。

また、平成16年3月には、「埼玉県子ども読書活動推進計画」を策定し、次世代を担う子どもたちが、心豊かに育っていけるよう、総合的、体系的な施策の展開を目指しています。

● 第2節 ● 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念では、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである。」と示しています。また、社会全体でその推進を図っていくことがきわめて重要であるとし、国、地方公共団体の責務、事業者の努力、保護者の役割などを定めています。

子どもの幼児期には、保護者の語りかけや絵本の読み聞かせが、こどもの情緒面の発達を促すことが広く知られており、子どもが言葉や文字を覚えてくると、本の中から様々な世界を知り、感動や発見を体験していきます。そうした積み重ねの中で、豊かな感性や人への思いやりの心を身につけることができます。また、物語の主人公が持つ勇気や正義感、困難に立ち向かう姿勢なども学ぶことができます。そして、多くの文章に触れることで表現力や文章力を高める効果が期待できます。

しかし、子どもたちに苦痛を強いるような読書をすすめても、読書嫌いの子どもになってしまう可能性もあり、読書が楽しいと感じるようになることが大切です。また子どもの発達段階に応じた支援も重要です。このため、子どもたちが自主的に読書に親しめるよう、子どもたちが普段の生活の中で、いつでも本に触れることができる読書環境を整えていくことが、いま社会や地域に求められています。



● 第3節 ● 子どもの読書活動の現状

平成16年に実施された全国読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1ヶ月の平均読書冊数は、小学生7.7冊、中学生3.3冊、高校生1.8冊となっています。

本市における子どもの読書活動についても全国的な傾向と同様に、小学校高学年になるにつれて、学校図書館の貸出冊数が減少しています。

本計画の策定にあたり、市内の学校施設を対象に実施したアンケートの結果では、小学校における学校図書館での貸出冊数は、1年生の月別1人当たりの貸出冊数が4.8冊に対し、6年生では1.0冊と高学年になるほど減少しています。中学になるとこの傾向はさらに進み、中学3年生では、0.3冊になっています。

また、市立図書館の年齢別利用者の割合を見ても6～12歳が17%に対し、13～15歳が3%、15～18歳が3%であり、中学・高校生の年齢層の本離れが進む傾向が見られます。こうした傾向は、全国的に共通したものではありませんが、要因のひとつとしては、学校での部活動や受験勉強に時間をとられてしまうことが考えられます。

また一方では、ケータイ小説が出現し、10代に多く読まれている状況もあり、今後こうした電子メディアによる読書が増加していくことが考えられます。



■ 第2章 ■ 計画の基本的な考え方

● 第1節 ● 戸田市の子ども読書活動のあゆみ

本市においては、昭和41年の市制施行後、同43年に上戸田福祉センターが建設され、同センターの一室に、はじめて図書室が置かれました。その後、西部福祉センター、東部福祉センターが建てられ、それぞれの福祉センター内に図書室が置かれました。なお昭和51年11月に福祉センターに公民館が併設されたことから、これらの図書室は「公民館図書館」として位置づけられ、地域の図書館として利用されてきました。また、翌52年には新曽福祉センター（新曽公民館）が設置され、現在の市立図書館（本館）が設立されるまで、4つの公民館図書館として運営されてきました。これらの図書館では、開設当初から、子どもたちが本に親しめるよう児童書の収集、充実に努めていました。

こうした行政の取組とは別に、昭和48年に「子どもたちに本を読ませてあげたい。」と願うお母さんたちが、「ウーフ文庫」を創設し、自分たちで持ち寄った本を町内会館を借りて、子どもたちに貸出を始める自主的な活動を始めています。その後、「ウーフ文庫」は活動場所の変遷をしながらも、現在は、川岸地区の公園内に場所を移して活動を行っています。活動日には、子どもたちが集まり、地域の子どもの憩いの場になっています。

昭和58年に市立図書館（本館）が設立され、図書館事業の一つとして昭和59年に「ストーリーテリング講座」を開催したところ、子どもと本の結びつきを大切にしたいと考えている子育て中のお母さん方が多く集まりました。この講座の受講者が、その後広く子ども向けにおはなし会を開催していきたいと「おはなしボランティア」となり、図書館の「おはなし会」が始まっています。当初は一つだけだったおはなし会も現在では、「ととけっこの部屋」「おはなしの部屋」「おはなし玉手箱」と三つに増え、年齢別に分けた内容で定期的に行われています。図書館が「ストーリーテリング講座」として始めた講座も、のちに「おはなしボランティア養成講座」になり、読み聞かせの技術を学ぶ場となっています。この講座の受講者たちは、図書館でのおはなし会だけでなく、市内各所で活動を始め、現在では、市内全小学校や児童センター、子どもの国等で広くボランティアによるおはなし会が行われ、地域活動として根付いたものとなっています。

また、図書館が、学校図書室の補完的な役割を担う目的で、学校のクラス単位による団体貸出を行っているほか、子どもと図書館をつなげるためのリーフレット「わいわいだより」を発行し、小学校に配布しています。

これらの取組以外にも、乳幼児とその保護者を対象にしたブックスタート事業（平成14年度より実施）を県内でいち早く始め、絵本を通し、子どもに語りかける大切さを知ってもらうため、参加者に絵本等を贈呈しています。

こうした取組が認められ、平成18年度には、優れた子どもの読書活動を実践している図書館として、文部科学大臣表彰を受けています。

平成19年12月に実施した市内の保育園、学校など、子どもに関わる各施設を対象とした「子どもの読書環境調査アンケート」の結果では、市の公立保育園、子育て支援センター、児童センター、こどもの国等の各施設で、絵本の貸出や年齢にあった絵本の紹介、読み聞かせを積極的に行っているほか、小学校においては朝読書、読書マラソン等、子どもの読書活動を推進するための取組を行っていることが分かりました。

しかし、スペースのあまりない家庭保育室、学童保育室（平成19年度までの名称は留守家庭児童保育指導室）、創設して間もない幼稚園などでは、本の蔵書数も少なく、ボランティアなどの協力によるおはなし会などもわずかであることが分かりました。

以上のように、本市の特徴として、埼京線開通後の街の発展で、子どもの人口が急増したことに伴い、ハード面では保育施設等の拡充や子育て支援事業の積極的な導入、ソフト面では子どもと本をつなぎ、子どもたちが読書への親しみが持てるよう様々な取組を、市民と行政が積み重ねてきた経緯があります。

今後もこうした取組を大切にしながら、地域全体の子どもの読書環境を整え、いつでも子どもたちが本を手にして読書を楽しめるような体制作りをこの計画の中で進めていきたいと考えています。

● 第2節 ● 計画の基本方針

国の基本的方針および埼玉県子ども読書活動推進計画を踏まえ、次の4項目を計画の基本方針とします。

- (1) 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実
- (2) 子ども読書活動を推進するための環境の整備・充実
- (3) 子ども読書活動に関する啓発・広報の推進
- (4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

なお、この計画の対象となる子どもは、0歳からおおむね18歳までの子どもとし、計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。



● 第3節 ● 計画の目標

(1) 家庭・地域、学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

家庭・地域、学校など、子どもたちが生活を送る身近な場所で、いつでも本にふれたり、読書に親しめるようこどもの読書環境の整備・充実を図っていきます。また、地域全体で絵本等の読み聞かせや子どもの発達段階に応じた図書の紹介を通して、家庭で親子がそろって本に親しんでいけるよう働きかけていくなど、子どもが進んで読書ができるよう、本に親しむ機会の提供と充実を図っていきます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

市立図書館、学校、保育園、幼稚園などの施設がそれぞれの役割を担いながら、図書資料の整備・充実を行うとともに、おはなしボランティアの育成や支援のほか、子ども読書推進のための地域ネットワークの整備・充実を図っていきます。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもが読書の喜びを知り、読書の習慣を身に付けていくためには、子どもと関わりが深い保護者、教員、保育士等が子どもの読書について理解と関心を持つことが重要です。このため、読書活動の意義や大切さをあらゆる機会を通じて多くの人に伝えるとともに、啓発用パンフレットの配布や優良図書の情報提供等を行うなど広く啓発・広報を行っていきます。

(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の整備

子どもの読書活動を地域全体で推進するためには、家庭・地域、学校がそれぞれに連携を深め、相互に協力を行う体制を整備していく必要があります。

このため、市立図書館、学校、保育園、幼稚園などの施設と保護者や地域のボランティアなどの関係者を含めた総合的な推進体制の整備を図っていきます。